

こうか市民活動ネットワーク 平成18年度 市民活動支援機能の研究会（全4回）の記録

タイトル	第1回 市民活動支援機能の研究会
主な内容	NPO支援センターとは ～甲賀市における議論を進めるために～
開催日時	平成18年9月28日（木）
開催場所	水口社会福祉センター
出席	大平 木村 志茂 杉田 渡辺 林 武田 横川 大川 田代 小坂 野口 鹿田 久保 隅 清水
内容	<p>1. 阿部圭宏氏（市民活動・NPO コーディネーター、NPO 市民熱人代表）による NPO 支援センターに関する講義</p> <p>① はじめに NPO 支援センターの歴史</p> <p>② NPO 支援センターの形態～組織なのか、機能なのか、施設なのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公設公営型（三重県、守山市・・・）</li> <li>・公設民営型（NPO 委託、指定管理者制度）</li> <li>・民設民営型</li> </ul> <p>※良くも悪くも行政系の支援センターは神奈川県がモデル（場所の提供） 淡海ネットワークセンターは1997年に設立</p> <p>③ NPO 支援センターの機能</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報提供機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO・ボランティア情報、企業社会貢献情報、助成金情報など</li> </ul> </li> <li>(2) 相談・コンサルティング機能（生命線） <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタートアップ、組織運営・マネジメント、プランニング、ファン ド・レイジング</li> </ul> </li> <li>(3) 人材育成機能（淡海ネットワークセンター、未来塾） <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材養成プログラム、研修、トレーディング、インターンシッププ ログラムなど</li> </ul> </li> <li>(4) 仲介・あっせん機能 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア・コーディネート、NPO 相互のコーディネート、NPO・ 企業・行政とのコーディネートなど</li> </ul> </li> <li>(5) 交流・ネットワーキング機能（これのみのセンターもある） <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO の交流、NPO・企業・行政の交流、情報ボックスなど</li> </ul> </li> <li>(6) 調査研究機能（望ましい：受託調査をすることで基盤整備） <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO 活性化の調査、政策提案のための調査など</li> </ul> </li> <li>(7) 場の提供（メイン事業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワークコーナー（印刷機、コピー機など）、会議室、フリースペー ス、展示コーナー、ロッカー、インキュベーションブース、掲示板な</li> </ul> </li> </ol>

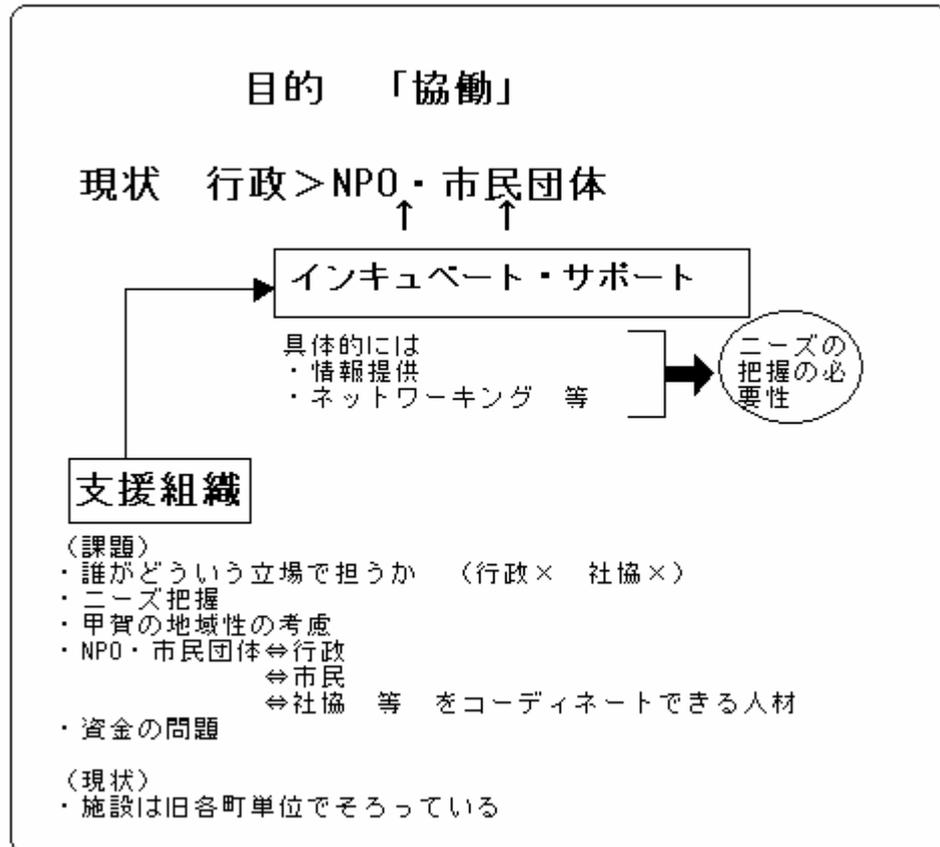
	<p>ど</p> <p>(8) 資金助成機能 (なら NPO センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ NPO への資金提供など</li> </ul> <p>(9) NPO 評価機能 (協働事業の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業成果に対する評価、協働の評価、NPO の信用保証など</li> </ul> <p>市町村単位の場合、(5)・(7) が重要では</p> <p>④ 広域センターと地域センター</p> <p>支援対象エリアが広域型のセンターと地域型のセンターでは、自ずと支援メニューが変わってくる。市町村をエリアとしている支援センターでは、場の提供機能や交流・ネットワーク機能などが重視されるし、広域センターでは情報提供機能や人材育成機能などが重視される。</p> <p>⑤ 行政は NPO 支援センターにどこまで関与すべきか</p> <p>NPO 支援はやはり NPO がすべきではないかと考えるのが一般的。NPO が設立している NPO 支援センターへの期待は大きいですが、現状は財政的基盤が弱い ため、十分にその機能を果たし得ていないところもまだかなりある。その意味 では、行政が設立するセンターも全く否定するのではなく、何らかの運営面で 工夫をすることにより市民的な運営ができるのではないかと考えられる。どう いう運営形態が適切なのかを NPO と行政が同じテーブルで話し合う必要があ ると思われる。</p> <p>⑥ 甲賀市にとって考えられる運営方法</p> <p>(1) 普通財産か行政財産か (行政財産の場合、設置条例をつくって運営するので地方自治法に縛られる)</p> <p>(2) どれを選択するか</p> <p>I NPO への貸与 (大阪 NPO プラザ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メリット⇒行政の関与度が低い</li> <li>デメリット⇒どの NPO を選択するか</li> </ul> <p>II NPO への委託・指定管理者 (きょうと市民活動総合センター、大津市市民活動センターの形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メリット⇒責任ある運営ができる</li> </ul> <p>III 協議会方式 (草津コミュニティー支援センター、彦根市民活動センター、きずなの形態)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用団体による共同方式</li> <li>メリット⇒運営経費が安い</li> <li>デメリット⇒クローズになりがち 当番が疲れる</li> </ul> <p>IV 民設センターの活用 (東近江 NPO センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>NPO がセンターを自ら運営</li> <li>市として、アドバイザー制度などの事業を委託</li> </ul>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>⑦どのようにつくるか</p> <p>(1) 参加と協働で</p> <p>(2) 過程はオープンに</p> <p>議論すべきこと</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どんな機能が必要か</li> <li>・行政との関係をどう考えるか</li> <li>・甲賀市における機能</li> <li>・旧町での地域差</li> </ul> <p>洗い出し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・甲賀市にあるもの</li> <li>・施設 ・機能 ・設備</li> </ul> <p>きずなの事例紹介</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

タイトル	第2回 市民活動支援機能の研究会
主な内容	甲賀市における支援機能の整理
開催日時	平成18年10月24日 (火)
開催場所	水口社会福祉センター
参加者	木村 渡辺 林 武田 横川 大川 田代 久保 隅 清水
内容	<p>○前回の講義を受けて</p> <p>甲賀市における支援機能の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●モノ ・甲賀市内にどのような施設（具体的な機能）があるか？ <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け手がどのような機能を求めているか</li> </ul> <p>→輸転機の需要が高い</p> <p>⇒工夫をすれば、今市内にある施設で対応可</p> </li> <li>●ヒト ・相談機能 ・ネットワーク（交流）（意見交換）機能 <p style="text-align: right;">以上2点が支援組織には必要</p> </li> <li>●カネ（支援センターとしては一般的ではない） <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動支援補助金 ・社協補助 県社協補助 ・助成財団</li> </ul> <p>◎補助金情報提供 書類作成補助等</p> </li> <li>●情報 ・収集 整理 ・発信 伝達</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">淡海ネットワークセンター</p> <p>◎情報提供を望む意見が多い →実際には情報のミスマッチも多い 実際の効果が計りにくい</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>●NPO・市民団体支援組織を立ち上げるにあたって、甲賀市における課題</li> </ul>

- ・市内に NPO が少ない
  - ・個別の活動は盛んだが、ネットワーク化ができていない
- ◎協働をするにあたって、行政の相手となる NPO・市民団体を強化（育成）  
→行政改革の一環

●まとめ



参考事例

- ・伊賀市 「まちづくりの計画サポート」
- ・名張市 「学区単位での直接民主主義的事業」

その他意見

- ・NPO はそれぞれ独自に自発的に活動している。支援組織は何を求められているのか
- ・助成金のコーディネート機能があれば嬉しい
- ・支援センターはサロン（情報交換）的なものでいいのでは

【ネットワーク幹事 龍谷大 久保隅さんの意見】

「協働」というわかりにくい概念を前提や目的にしてしまうと、全国的に言われている時代要請としての協働の甲賀版をつくろうと考えてしまいがちにな

	<p>るのではないのでしょうか。見た目上や制度上いいものをつくって満足してしまっ ては意味がないと思うので、協働ではなくて、「甲賀における公共づくり＝ 甲賀イズム（仮称）の構築」という考え方で取り組んでみてはどうでしょうか。 甲賀ではどういう公共を目指し、そのためにどうしていくんだという議論が必要 ではないかと思いました。（今更ですけど・・・）</p> <p>実際に協働的なプロジェクトをやっていって、経験と思考錯誤を積み重ねてい くことで本当に支援すべきことは何なのかが見えてくるのではないかと思 います。超長期的なスタンスで取り組まなければならないような気がします。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

タイトル	第3回 市民活動支援機能の研究会
主な内容	他の自治体の取り組み例と甲賀市における支援
開催日時	平成18年11月21日（月）
開催場所	水口社会福祉センター
参加者	木村 志茂 杉田 渡辺 横川 大川 田代 久保隼 清水
内 容	<p>●他自治体の取り組みについて</p> <p>①愛知県犬山市 「市民活動支援条例」 行政と市民が「パートナー」として、公益に属することを「共同責任」で行お うとするとき、その主体となる市民及び市民活動団体をまちづくりの担い手と して位置づけ、行政が支援するにあたっての基本的な方針と支援システムを条 例によって定めたもの。</p> <p>行政と市民が段階を経て相互に意見交換し、パートナーシップを形成してい くことに重点を置く。</p> <p>そのため、①市民と専門家の研究会、②行政職員の研究会、③公募市民と行政 職員の研究会という三つの形態の研究会を順を追って設置。</p> <p>②大阪府箕面市 「市民活動促進条例」 NPO 登録制度 NPO 補助金制度（箕面市非営利公益市民活動促進補助金） 支援センター（みのお市民活動センター）</p> <p>③岐阜県大垣市 「市民活動育成支援条例」 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等な立場で、お互いをパートナーと して役割分担をし、協働社会の推進を図る。</p> <p>④神奈川県大和市</p>

	<p>「市民活動推進条例」</p> <p>⑤三重県伊賀市 「市民活動支援センター、W・T・Aまちづくりセンターの取り組み」 公設公営の伊賀市市民活動センターに対して、民設民営で中間支援を行っている組織。</p> <p>⑥伊賀市市民活動支援センター・住民自治協議会 合併を契機に、市民活動支援センターによるNPOや市民団体等の支援機能が新市建設計画で盛り込まれる。</p> <p>自治会、NPO、団体、企業、公募市民等で構成される運営委員会と、広報教育、産業、福祉等を行う実行委員会からなる、民営の住民自治協議会を市内の小学校区程度に、住民が自発的に設ける。そして住民自治協議会と市の間で協働が行われるとともに、市民活動支援センターやW・T・Aまちづくりセンターとも連携していく。</p> <p>●名張市における「地域づくり委員会」の取り組みの紹介。</p> <p>●全国各地の取り組みを見てみると、共通点があることがわかる。ともに、「行政と市民はパートナー」という前提のもと、行政が支援を行い、市民や市民団体を育てて、協働を担える存在にしようというものである。「協働」という以上、市民や市民団体の行政からの独立性をどう保つのが課題となる。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

タイトル	第4回市民活動支援機能の検討会
主な内容	支援機能の議論のまとめ
開催日時	平成19年1月25日（木）
開催場所	水口社会福祉センター
出席	木村 志茂 杉田 渡辺 林 横川 大川 田代 久保隅 清水
内容	<p>I 支援機能整備の概要</p> <p>(1) 甲賀市の財政状況、規模、地勢を考慮して検討（場） 市内に新たなセンター施設を設けることは不要であるとの共通した認識を得た。</p> <p>また、機能整備の条件としては、既存の公民館、生涯学習施設、自主活動施設、社協事務所などの施設及び設備を活かすことを前提とした。これに加え、市内の活動団体および人を活かし、それぞれの施設機能に支援機能を付加充実することにより、市全体として支援機能を整えることが今の甲賀市においては効果的であると考えます。</p> <p>(2) 人 前述の支援機能のうち最も重要な事項は、活動の支援施策の形成、活動団体を</p>

つなぐ（ネットワークの構築）、活動の課題解決や相談などの対応、活動に有益な情報の収集と加工ならびに提供などができる知識と経験を持った人を配置する。

### （3）甲賀市の現状に合致

甲賀市は県下でも有数の広域な市であり、支援センターを整備しても市内各地から車でも20分から40分かかる。このことから、1箇所に集中した機能を整備することで対応することでは遠方の支援に不足が想起される。このため、旧町に整えられた既存施設において、活動の支援機能の一部を置くことと、市内のいずれかにセンター的な機能を担う人を配置することが効果的である。

## II 活動支援機能の整備

### （1）活動団体が求めている主な支援内容

- ① 他の活動団体の取り組みや催しの情報供給
- ② 団体運営にかかる相談（取り組み方、運営の方法、経理等の疑問など）
- ③ 活動資金の確保（補助金、助成金などの募集情報や申請のアドバイス）
- ④ 団体の会議や催しの利用施設の確保や情報供給
- ⑤ 活動の紹介、催しのPRなどの支援（印刷機の利用から配布、広報紙や放送への取材や掲載など）
- ⑥ 講座や講演の講師紹介、および取り組み相談など

### （2）活動団体のニーズに対応した支援機能

- ① 各種相談への対応（団体運営、法人化手続き、講師の紹介、事業の企画等相談）
- ② 専門的な相談への対応（会計決算、税務等の相談 専門家の回答や紹介）
- ③ 活動にかかる共通した知識の習得講座の開催
- ④ 活動団体の交流会や対話集会の開催
- ⑤ 活動に役立つ知識や情報の収集と編集、配信
- ⑥ 地域課題に取り組む活動へのコーディネート（人や機関の紹介、対話の援助）
- ⑦ 市行政や議会の政策形成における市民参加、協働事業の推進とコーディネート

## III 市が行う支援機能の整備イメージ

### （1）支援する人材の配置

- ① 前II（2）の活動支援を整備し、運営できる人材を確保する。
- ② 既存施設・機関のいずれかに前述の人材を配置し、業務ができる環境を整える。
- ③ 市役所や支所、公民館、社協などの職員との情報交換、相談対応を支援・

	<p>協力することの役割付けを行う。</p> <p>(2) 施設・設備の整備と充実</p> <p>① 既存施設、機関に付加する形で前項①の基本機能を整備する。</p> <p>② 市内各地の公民館、社協事務所などの市民活動や自治会等の活動を支援する機器等を充実する。(コピー機、印刷機、紙折機等の利用環境づくり)</p> <p>③ 会議等の利用施設を持っている施設は、施設利用の時間や申請方法など、利用しやすい環境を整える。</p> <p>(3) 情報の収集・提供機能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市広報等への掲載協力や市内自治会・町内会への配布協力などを行う。</li> <li>・政策情報 パブリック・リレーションズの充実</li> </ul> <p>(4) 活動支援機能の運営経費負担</p> <p>① 支援する人材の確保にかかる人件費(基本労働+付加労働部分)</p> <p>② 情報の収集・提供にかかる基本部分の経費(PC等機材、通信費等)</p> <p>③ 活動の交流や活性化を促す事業経費(フォーラム、講座・講演の経費)</p> <p>④ 市行政や議会の政策形成への市民参加、協働推進にかかる経費(コーディネート料、出張費など)</p> <p>⑤ センターの機能部分の事務所占有の経費および光熱水等負担金経費</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### 甲賀市での市民活動支援機能の整備の研究

～市民の公益的な活動を支援するために地域において整備すべき機能を考える～

はじめに

こうか市民活動ネットワークは、甲賀市における市民活動団体・NPOの取り組みが広がることにより、より良い地域社会を築くための一翼を担うこととなるよう取り組んできた。自発的な市民により広い分野での公益的かつ非営利の多様な活動を支援することにより、これらの取り組みが一層促進されるものとする。このため、甲賀市での市民活動を支援するにあたって整備されるべき機能と整備にあたっての方策について検討をおこなった。

これまで、市民と行政の協働について理解するための機会を持つとともに、4回の検討会を開催したところである。検討会で行った議論を基に、これから市民の公益的な活動を支援するために甲賀市内において整備すべき機能について以下のとおりまとめたものである。

今後、広範な市民や団体などにより議論が加えられ、甲賀市(行政、議会)と協働してこれら機能の整備が少しでも実現できることを期待するものである。

2007年3月

こうか市民活動ネットワーク「市民活動支援機能研究会」

## 目次

1. 背景と必要性 1) 社会背景 2) 甲賀市の背景 3) 支援機能のニーズ	3. 支援機能の整備にあたっての考え方 1) 甲賀市の現状 2) 支援機能の整備にあたっての考え方
2. 支援機能には、どのようなものがあるか 1) 相談機能、助言 2) 活動団体の交流促進 3) 活動環境の基盤整備	4. 甲賀市での支援機能の整備方法 1) 整備にあたっての機能の優先順位 2) 既存の機能との調整 3) いくつかの断片的な案 4) 整備の検討の進め方と課題

### 1. 背景と必要性

#### 1) 社会背景

##### ①市町村合併

国の行財政状況が厳しいことから、市町村合併による地方財政への補助金・交付金等の削減、規模拡大による権限と業務の移譲などを図り、基礎自治体である市町村の合併を推進した。

##### ②自治・分権の流れと市民活動

- ・ 阪神淡路大震災やナホトカ号重油流出事故などのボランティア活動や市民活動の評価が高まり、市民の主体的な活動が活発になってきている。
- ・ 地方自治法の改正を経て、地方自治体における自律した政策形成、自立した財政運営が求められており、市民が主体となった自治体運営がより求められる。
- ・ 特定非営利活動促進法（NPO法）により、ボランティア活動や市民活動の団体が法人格の取得が容易になった一方、ネットワークの形成や行政と協働を推進する団体には活動基盤の強化や組織運営力の向上などがより強く求められ、活動の中核を担う市民にはリーダーシップやマネジメントなどの高い能力が必要となってきている。

#### 2) 甲賀市の背景

- ・ 5町合併により、地域ごとの生活文化や行政文化の違いが表れ、それに市民が戸惑いを感じている。このことは、しばらく続くであろう。
- ・ 合併による財政課題が表面化してきている。また、市庁から遠方の地域では、物理的距離以上に心理的に庁舎、公共サービスが遠いと感じている。
- ・ 市町村合併による行政組織の変化とともに、これまで以上に市民ニーズが多様に変化することが考えられることから、これに市行政は対応していかなければならないという困難な状況展開が想定される。

#### 3) 支援機能のニーズ

市民活動団体は、活動目的の設定や活動内容、組織形態において、同窓会のような共助団体あるいは書道グループのような学習・教養の自助団体と異なった特徴を有している。（表1）

いわゆるNPO法（特定非営利活動促進法）には、17の分野と団体の活動主旨が示されているが、法人格の有無と関係なく、これらの範囲にはいるか集うが増加してきているように思える。法人制度の充実といった社会整備が進んで、活動環境が整うことでインセンティブが働いている。表1でも示しているが、市民活動の概念には、社会への働き掛けが多分に含まれていて、市民社会の「共」の部分はもとより、「公」の部分をも活動に含むものもある。近年の行政施策に「市民との協働」といった働き掛けがなされるのは、この「公」「共」の内容を持った市民、市民活動団体の取り組みに対する期待といえよう。

ここで注意しなければならないのは、行政の範囲との役割が不透明にされることのないようにすることである。

**表1 活動団体の形態区分と団体例**

自助団体	共助団体	市民活動団体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化クラブ、茶道、華道、邦楽の同好会や教室など</li> <li>・患者会</li> <li>・旅の友の会</li> <li>・歩こう会</li> </ul> <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同窓会</li> <li>・生活協同組合</li> <li>・町内会</li> </ul> <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が主体となった活動を行い、その目的が社会公益を実現することを含んでいる。例えば次のような取り組みなどを行う。</li> <li>・自然環境保全活動</li> <li>・高齢者介護やケア活動</li> <li>・子どもの健全育成を図る活動</li> <li>・医療や病気予防の活動</li> </ul>

こういった市民活動の広がりや、今後も見られるであろう。行財政の限界が論じられるに合わせて新しい公共論の名の下に、市民活動団体・NPOがその担い手として期待されているのだといえる。また、指定管理者制度やアウトソーシング（外部への業務委託）などに見られるように、行政の業務範囲と市民との役割区分の見直しが進んでいることも見受けられる。しかし、それだけの期待に応える活動力や財政基盤が伴わないNPO等がほとんどであり、これらの成長や強化を支援する仕組みが必要となっている。

こうした支援の方策として、助成金や補助金、あるいは随意契約による請負業務の受託などにより行政からのサポートが採られることがある。このことにより団体の活動基盤の強化や活動が大きく展開するなど、施策の狙いどおり成果を挙げることもある。し

かし、行政からのサポートに依存した団体運営や活動に陥りやすい面を持っている。

こういったマイナス面を充分考慮したうえで、活動団体固有のニーズと活動環境の社会的整備といった共通部分への施策を組み合わせながら、NPO等への支援機能の整備されることが望まれる。

## 2. 支援機能には、どのようなものがあるか

このような市民活動等の活性化のために地域社会で整える活動の支援機能は、主に次のものが挙げられる。

- ①活動相談
- ②情報の収集・提供
- ③活動メンバー団体の知識・能力の向上（エンパワメント）
- ④団体のネットワーク交流づくり
- ⑤活動資金の支援
- ⑥活動環境の社会的な整備

これらの内容について、以下に概説する。

### 1) 活動相談

相談や助言は、活動支援の基本部分である。

活動において、あるいは活動を始める際に様々な悩みや不安、疑問が生じる。これらの対応は電話や面談が中心であり、応談者の知識や情報と経験が、相談内容に対する答えの善し悪しを左右する。

また、この相談業務を支えるには、①書籍や雑誌による新しく、確実な知識の供給、②インターネットや電子メールによる情報の収集環境、③他の支援センターとのネットワーク、④フォーラム等に参加し、時事情報をつかむ研修環境が整えられる必要がある。

### 2) 情報の収集・提供

活動団体の分野は多岐に渡り、活動の地域背景も異なることから、ここにその状況が異なる。いわゆるNPO法では、17の分野で示されているが、一つの分野でとらえられる活動団体は少ない。このため活動に必要な情報の範囲は相当広がるが、このような業務を支えるには、国・県・市町の行政施策、企業や農林業等の地域経済の動向、NPO等の活動、個々の人のつながり、広報メディアから、あるいはインターネットやメール等を使って収集することと併せて、提供する情報を取捨選択、あるいは加工する能力が求められる。そして、それらを的確にかつ速やかに提供することが必要であり、複数の伝達手段を持つことが望ましい。

### 3) 活動団体とキーパーソンの能力向上

市民活動は、公益性の高い取り組みであるほど継続が求められる。そして、団体の運営やその取り組みもより質が高く信頼されるものに育つことが期待される。そのために

リーダーや主要メンバーは、知識や企画運営等の能力を高めるよう努力することが常に要求される。このための講座やワークショップ等は、多くは都市部で開催されているが、甲賀市域内の活動団体の誰もが参加できるものではない。基本的な知識等を身につけるための講座などを市域内で提供することが求められる。

#### 4) 団体の交流、ネットワークづくり

地域における団体相互の協力関係がつくられるには、まず互いの活動を知り、連携する関係を生み出す機会が必要となる。団体の協力関係は、活動エリアの拡大や活動内容の質的变化をもたらすことにつながり、サービス対象者を増やすきっかけにもつながるものである。

#### 5) 資金支援

市民活動団体・NPOは、運営や事業の資金が脆弱なところが多い。これまで、公益的な取り組み、社会的な事業は公共団体が行うところが多く、あるいは補助金で賄われることが例であった。近年、地方自治体の財政事情が厳しいところとなり、これらの資金支援も打ち切るようになってきている。しかし、時代の変化にともなう先駆的な取り組みや緊急性の高い取り組みなどはニーズに基づき生まれることから、何らかのかたちで資金支援の方法を備えておくことが肝要である。

#### 6) 活動環境の整備

活動団体の生成・消滅は、ニーズの存在や活動環境の良否により起きる。市民活動団体・NPO単体で活動が完結するものではなく、公益性が高い活動であるほどに行政の施策、政策からも影響を大きく受ける。

このとき市民ニーズ、ないし活動団体の取り組みシーズに配慮した政策づくりがなされることで、地域の公益的な活動の継続にもつながることがある。地域の課題を把握しつつ、行政とNPOの間に入り、地域政策の調整あるいは政策提案を行うことも支援機能の範疇ととらえられている。

また、活発な活動ができる環境として、活動地域にある会議などに利用できる施設等が整っていることが望ましい。支援機能の整備だけではなく、地域社会に活動環境が良好に整っていることは言うまでもない。

### 3. 支援機能の整備にあたっての考え方

#### 1) 甲賀市の現状

甲賀市は、平成16年（2005年）10月に5町が合併し、面積約481平方キロメートル、人口約93,800人の市として出発した。それまで5つの各町ごとに活動団体の支援施策が異なっていたものが、合併により一つの施策としてまとめられた。他方、活動地域での公の施設や利用環境も差違が残ったままである。これら公の施設の偏在、利用条件の変更などにより、市民活動の支援として画一した施策が活動の継続に影響を与えた側面も否め

ない。

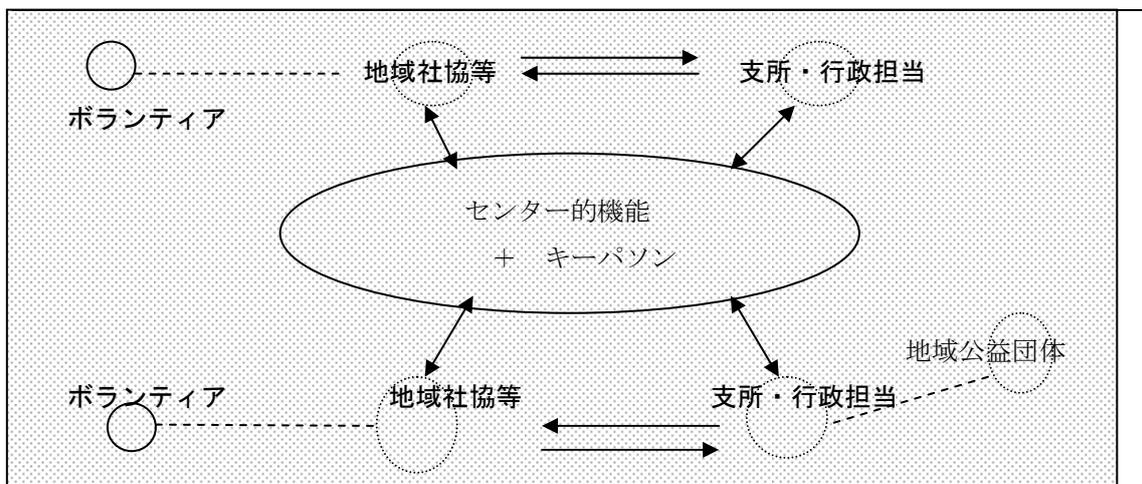
甲賀市は、活動団体への補助金を統合した仕組みで創設したが、この補助金以外で手当てされる団体も存在する。

## 2) 支援機能の整備にあたっての考え方

甲賀市は、県内でもかなり広い面積を有していることで、市央もしくは市庁所在に支援機能を有する施設を設置することから全市の活動団体の支援を賄うことは難しい。限られた財源と労力のなかで効率的な支援機能を運用するために、市庁合併により生まれた活用可能な施設や稼働施設を活用すること、組織・機能の連携による効率化を図ることが賢明である。ただし、センター的機能は必要になる。専門的な情報の収集・整理を、知識や経験に基づいた的確な助言、企画等の指導は有能なキーパーソンらによって支えられるものであろう。

例えば、公民館、市民センターという日常活動の利用施設において、会議や情報収集、印刷などの施設利用ができるようにする。また、相談業務など地域の行政担当や社会福祉協議会など公的組織が窓口的な取次をするように、センター的機能を有したキーパーソンと組むことで対応できることも考えられる。

図 (センター機能との連携イメージ図)



ここで、センター機能のイメージについて整理する。

センター機能で最も重要なのは、活動の課題を理解し、知識経験が豊富な「人＝キーパーソン」である。センター機能で備えておくべき支援機能は、①情報の収集と整理、それらの蓄積および有効活用、②活動に伴う知識・経験を求める相談への対応、③交流や活性化等を企画する支援機能のマネジメント能力であり、複数名の熱意あるキーパーソンがこれにあたるのが望ましい。

交流や活性化事業の実施は、市内の活動団体のネットワークを基に取り組むことができよう。センター機能は、通信のための機器を備えた開放的な雰囲気を持った小さな事務所でよい。

- ・センター機能を集中 => 資金、労力の投入は適正でない（非効率&財政余力に？）
- － 残る施設の活用（日常活動の場）
- － 相談、支援機能の効率化、方針決定
- － センター機能 => 人に依存
- ・行政、公共団体（社協）、産業団体との連携－協力関係の構築
- ・個々の市民活動団体、NPO……パワーアップから
- － まちづくりとの関係＝整備の中で見つける

#### 4. 甲賀市での支援機能の整備方法

##### 1) 整備にあたっての機能の優先順位

- ・相談、（政策形成も含めて）助言できる人の確保
- ・各地域の施設窓口との情報ネットワークづくり
- ・施設設備の使いやすさの整備

##### 2) 既存の機能との調整 ……社協、地域自治会

##### 3) いくつかの断片的な案

###### ○ボランティアセンターへの付加としての整備

- － 情報ネットワークの有効な使い方と拡大にともなう更なる強化
- － 各地域社協との連携効果（課題）分野の拡大対応
- － 広域化にともなう旧町単位の支援弱体化への対応と弱いまちづくりへのsoft支援

###### ○ネットワーク型の支援機能の面的充実（公民館－支所等との連携）

- － 既存の公民館、交流センターあるいは図書情報センター

施設・設備の有効活用と複合的な使い方によるまちづくり支援 \*1 につなげる

\*1 福祉でのまちづくり、子ども保育や教育（生涯学習含む）などsoft政策

##### 4) 整備の検討の進め方と課題

研究会では、これまで甲賀市における市民活動団体やボランティア団体、NPOの活動支援機能の整備について議論を重ねてきた。

この中で、市域の中心に施設設備を整備することで活動の支援機能の整備は完結できないであろうという意見が、ほぼ大勢であった。つまり、甲賀市域の広さと交通、あるいは活動地域とセンターとの距離と利用頻度の相関を考えると、活動相談機能と情報機能を支えるキーパソンが市内各支所の窓口担当と連携することで、地域の活動を支えることができると考えられる。あるいは、既にある社会福祉協議会の組織機能と重ねることで、経済的、機能的に稼働することも考えられる。例えば、東京都、高知県、岡山県あるいは我孫子市などにおいては、社会福祉協議会のボランティアセンターが市民活動支援機能を併せて持つことで、地域住民の主体的な活動を促進している。甲賀市においても、旧町の社会福祉協議会を各地域の支援窓口として活かすことで身近な地域での活

動を支援し、市社協ボランティアセンターにそれらのネットワークセンターとして支える機能を整えることで、市民活動支援機能を整備することも考えられる。

このように、市域の既存施設や既存組織を活かしながら支援機能を整備することは、今の情勢に合っているといえよう。

また、これ以外の整備の進め方として、地域のまちづくりや自治会支援と市民活動支援を併せたような機能を持たせることが考えられる。このとき、支援機能を支える職員は、市庁や各支所の窓口担当者との連携を強めることと思われる。このときの組織は、前述の社会福祉協議会とは性格が異なるので、新たな組織系統の構想が必要になると考えられる。